

公正取引委員会事務総局中部事務所

不当な抱き合わせ販売を許さない！



消費者が、安くて良い商品・サービスを手に入れるためには、事業者間の公正かつ自由な競争が確保されることが重要です。

このために独占禁止法が施行され、
その中で不当な抱き合わせ販売を禁止しています。



公正取引委員会キャラクター
「どっくん」

消費者の皆様、日々のお買物を通して、
公正かつ自由な競争を実現していきましょう！

「抱き合わせ販売」とは、

消費者が『ほしがる人気の商品』を『ほしがらない商品』と一緒に販売する行為です。

実際にこんなことが行われました。



人気ソフトと不人気ソフトと一緒に買わ
ないならば、人気ソフトを売らないよ。



新型コロナウイルス禍でも
抱き合わせ販売が問題となつたよ！

新型コロナウイルスに関連した
感染症の発生

マスク、
家にあったかなあ…

マスクの供給不足

早く買わないと
売り切れちゃう！



事業者一部には次のようなことを
考えるものはいないでしょ？



小売店



マスクと他の商品と一緒に販売すれば、
売上げアップにつながるぞ！

マスク



+



他の商品

このような抱き合わせ販売は独占禁止法違反につながるおそれがあります！

消費者として
厳しい目で商品選択を行いましょう！

